最終更新日：2017年6月23日

丸紅株式会社
代表取締役社長　國分　文也
問合せ先：経営企画部企画課 03-3282-2540
証券コード：8002
http://www.marubeni.co.jp

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社グループの役員、社員は、社是「正・新・和」及び丸紅行動憲章に掲げられた精神に則り、法令や社内規則を遵守するとともに、企業倫理・経営理念に適った企業活動を行い、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。また、当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制等について、取締役会にて「内部統制の基本方針」を決議しております。その概要は本報告書の「Ⅳ.1 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載のとおりです。

1－社是・経営理念
社 是：　「正」（公正にして明朗なること）
　　「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）
　　「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）
経営理念：「丸紅は、社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」

2－丸紅行動憲章
丸紅は、公正なる競争を通じて利潤を追求する企業体であると同時に、世界経済の発展に貢献し、社会にとって価値のある企業であることを目指します。これを踏まえて、以下の6項目を行動の基本原則とします。
(a) 公正、透明な企業活動の徹底
法律を遵守し、公正な取引を励行する。
内外の政治や行政との健全な関係を保ち、自由競争による営業活動を徹底する。
反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨む。
(b) グローバル・ネットワーク企業としての発展
各国、各地域の文化を尊重し、企業活動を通じて地域経済の繁栄に貢献していく。
グローバルに理解が得られる経営システムを通じて、各地域社会と調和のとれた発展を目指す。
(c) 新しい価値の創造
市場や産業の変化に対応するだけでなく、変化を自ら創造し、市場や顧客に対して新しい商品やサービスを提供していく。
既存の常識や枠組みにとらわれることなく、常に新たな可能性にチャレンジする。
(d) 個性の尊重と独創性の発揮
一人一人の個性を尊重し、独創性が存分に発揮できる、自由で活力のある企業風土を醸成する。
自己管理の下、自らが課題達成に向けて主体的に行動する。
(e) コーポレート・ガバナンスの推進
株主や社会に対して積極的な情報開示を行い、経営の透明度を高める。
経営の改善等に係る提案を尊重し、株主や社会に対してオープンな経営を目指す。
(f) 社会貢献や地球環境への積極的な関与
国際社会における企業市民としての責任を自覚し、積極的な社会貢献活動を行う。
環境問題に心を配り、健全な地球環境を子孫に継承する。

3－ステークホルダーについて
当社グループの企業活動は、経済、環境、社会面において、様々なステークホルダーに支えられております。今後とも、CSRを重視し、ステークホルダー個々の利益、満足度を追求し信頼を得ることにより、安定した持続的なグループ企業基盤を構築します。当社グループのステークホルダーは以下のとおりです。
(a) 顧客・取引先
顧客・取引先から信頼・信用される企業を目指し、満足度の高い商品・サービスの提供、公正な取引の推進、役務機能の高度化に取り組みます。
顧客・取引先のニーズに基づき、安全性に充分配慮の上、社会的に有用な商品・サービスを開発・提供し、誠実な対応を通じて、満足度の向上、信頼の獲得に常時取り組みます。
(b) 株主
経営の透明性の確保、開示体制の強化、グループガバナンスの強化に取り組みます。また、事業環境の変化に対応し、安定的な収益の確保に努める一方、環境・社会的側面をも重視することで、企業価値の向上を目指します。
(c) 社会・環境
地域社会の一員として共生を図り、豊かな地域社会創造への貢献に取り組みます。海外においては、その文化や慣習を尊重し、現地の発展に貢献する経営を強化します。また、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決します。環境問題への取組は、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。また、環境負荷の低減に取り組むとともに、環境関連ビジネスの推進により地球環境保全に貢献します。
(d) 社員
グループ社員個々人の価値観・人生設計を尊重し、職場環境の整備・適切な処遇に努めます。また、あらゆる差別を撤廃し、誰もが快適に働ける職場環境を作ります。

**【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】**

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

## 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

● 原則1-4
＜上場株式の政策保有に関する方針＞
当社は、国内外のネットワークを通じて、広範な分野において事業活動を多角的に展開しておりますので、様々な企業との協力関係が不可欠であると考えております。このため、当社は、投資先企業との取引関係の維持・強化を目的に、経済合理性等総合的に判断したうえで保有意義を見直し、定期的に取締役会へ報告します。見直しの結果、保有意義が認められない場合には、原則売却します。なお、上場株式の取得・処分に際しては、インサイダー取引規則の遵守を徹底しています。

＜上場株式の議決権行使に関する基準＞
当社は、政策保有株式として保有する上場株式の議決権行使にあたり、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点等を踏まえ、総合的に賛否を判断します。

● 原則1-7
＜関連当事者間取引＞
当社は、取締役の競業取引・取締役と当社との間の自己取引・利益相反取引について取締役会で事前承認を得た上で、当該取引を実行した場合は、これを取締役会に報告することにしております。また、主要株主（当社株式の10%以上を保有する株主）との取引については、取締役会の決議を経て実施する方針です。

● 原則3-1（ⅰ）
＜企業理念＞
当社は、社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指して企業価値の増大を図っております。

＜経営戦略・経営計画＞
上記考え方に基づいて策定した中期経営計画については、当社ホームページに公表しておりますのでご参照ください。
（http://www.marubeni.co.jp/company/plan/）

● 原則3-1（ⅱ）
＜コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針＞
当社は、社是「正・新・和」の精神に則り、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指して企業価値の増大を図ることが、株主や取引先、地域社会、従業員等の各ステークホルダーのご期待に応えるものと考えております。この実現のため、経営の健全性、透明性、効率性を確保する基盤として、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」に基づき、社外役員の独立性判断基準を策定し、独立社外役員による経営監督機能を高めております。また、中長期的な企業価値向上に向け、株主・投資家と建設的な対話を行うことが重要と考えており、対話を通じて、経営方針等に対する理解を得るとともに株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努めています。

● 原則3-1（ⅲ）
＜取締役・経営陣幹部の報酬決定方針、手続き＞
当社は、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成されるガバナンス・報酬委員会を設置の上、同委員会にて取締役及び執行役員の報酬決定方針や報酬水準の妥当性を審議し、取締役会に答申します。取締役の報酬は、株主総会で授権された範囲内で取締役会の決議を経て決定します。

● 原則3-1（ⅳ）
＜取締役・監査役候補の選任、経営陣幹部の選任方針、手続き＞
当社は、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される指名委員会にて取締役・監査役候補の選任案を審議、取締役会へ答申します。尚、監査役については、監査役会の事前同意を得ております。当社の取締役・監査役選任基準は以下の通りです。

（取締役選任基準）
取締役については、当社経営における迅速且つ効率的な意思決定と適正な監督機能を確保すべく、当社の多角的な事業活動または出身各界における豊富な経験とその経験を通して培われた高い見識と専門性を有する人材を、社内外から選任します。

（監査役選任基準）
監査役については、適切な監督機能を確保すべく、当社の経営に関する知見や財務、会計、法律、リスク管理等を中心とした分野における高い専門性と豊富な経験を有する人材を社内外から選任します。

取締役会の決議を経て決定した取締役・監査役候補の選任案は、株主総会に付議します。尚、執行役員の選任は取締役会の決議を経て決定します。

● 原則3-1（ⅴ）
＜取締役・監査役の選任理由＞
当社は、株主総会参考書類において、社外取締役・社外監査役の候補者の選任理由に加え、社内取締役・社内監査役候補者についても個々の選任理由を開示しております。詳細については、当社HPに掲載の「第93回定時株主総会　招集ご通知」6頁～15頁をご参照ください。
http://www.marubeni.co.jp/ir/event/meeting/data/93_notice_jp.pdf

● 補充原則4-1-1
＜経営陣への委任の範囲の概要＞
当社は、経営会議体規程において法令および当社定款に定められた事項、その他経営に関する重要事項につき取締役会に付議することを定めており、その付議基準は取締役会付議基準一覧表によって明確にしています。同一覧表により、取締役会が決定すべき事項以外の意思決定、およびその執行は、経営会議および執行役員に委任しています。経営会議および執行役員に委任した事項に関する意思決定および執行状況は、取締役会において各担当取締役より業務執行報告を行います。取締役会は、この報告等を通じて経営会議および執行役員による意思決定および業務執行を監督しています。

● 原則4-8
＜独立社外取締役の活用＞
当社の取締役10名のうち4名が社外取締役であり、当社が定める独立性判断基準、ならびに株式会社東京証券取引所等、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準を満たしています。

● 原則4-9
＜社外取締役となる者の独立性基準＞
本報告書Ⅱ 1.「独立役員関係」をご参照ください。

● 補充原則4-11-1
＜取締役会の構成・多様性・規模＞
当社は、国内外のネットワークを通じて、広範な分野において事業活動を多角的に展開しており、取締役会は経営戦略等の妥当性、実施に当たってのリスク等を客観的かつ多面的に審議し、その執行状況を適切に監督する必要があります。そのため当社は、取締役会の実効性を高めることを目的として、より多様な経験、知識、専門性、見識等を有し、各事業活動に精通した人物を取締役に選任しております。また、非業務執行取締役、複数の独立社外役員を選出することで、社内の慣習にとらわれない視点の導入、牽制・監督機能の強化、利益相反のチェックを行っております。なお、取締役・監査役の選任理由につきましては、本報告書の「Ⅰ.原則3-1(v)＜取締役会・監査役会の選任理由＞」及び「Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況」の「1．機関構成・組織運営等に係る事項」【取締役関係】および【監査役関係】に開示していますので、ご参照ください。

● 補充原則4-11-2
＜取締役・監査役の兼任状況＞
取締役・監査役、ならびにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」および有価証券報告書において毎年開示を行っています。

● 補充原則4-11-3
＜取締役会の実効性評価＞
当社は、取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成されるガバナンス・報酬委員会において取締役会の構成や運営等、取締役会全体に関する評価・レビューを行い、取締役会へ報告します。取締役会における審議を踏まえ、評価結果の概要を開示すると共に、取締役会の運営等の改善に活用します。

尚、平成28年度における取締役会の実効性評価は、以下の通り実施しました。

Ⅰ 評価の枠組み・手法
1. 対象者
全ての取締役（10名）および監査役（5名） ※平成28年12月時点の現任

2. 実施方法
アンケートを実施した。（回答は匿名） ＊実施に当たっては外部専門機関を活用

3. 評価項目
(1) 取締役会の役割・責務
(2) 取締役会と経営陣幹部の関係
(3) 取締役会等の機関設計・構成
(4) 取締役(会)の資質と知見
(5) 取締役会における審議
(6) 株主との関係・対話
(7) 株主以外のステークホルダーへの対応

4. 評価プロセス
アンケートの回答内容に基づいて、ガバナンス・報酬委員会にての、取締役会の構成や運営等、取締役会全体に関する評価・レビューを踏まえ、取締役会において審議を実施しました。

Ⅱ 評価結果の概要
ガバナンス・報酬委員会での評価・レビューを踏まえ、取締役会として審議を行い、全体として概ね実効性のある取締役会の運営がされていることが確認されています。今回の評価・レビューを参考に、当社は取締役会の実効性の維持・向上に取り組んでまいります。

● 補充原則4-14-2
＜取締役・監査役に対するトレーニングの方針＞
社外取締役・社外監査役に対しては、当社グループの経営理念、企業経営、事業活動および組織等に関する理解を深めることを目的に、職務遂行に必要な情報を適切かつタイムリーに提供しています。また、社外取締役・社外監査役を含む取締役・監査役が、その役割および責務を果たすために必要とするセミナー等への参加について、機会の提供、費用の負担等を行います。

● 原則5-1
＜株主との建設的な対話の方針＞
（基本的な考え方）
当社は、中長期的な企業価値向上に向け、株主・投資家と建設的な対話を行うことが重要と考えており、対話を通じて、経営方針等に対する理解を得るとともに株主・投資家の立場を理解し、適切な対応に努めています。

（統括責任者）
株主・投資家との建設的な対話の実現に向け、CFOをIR担当役員に指名しています。

（取組体制）
IR専門部署を設置し、同部署を中心に関係部が情報交換をはじめとした社内連携を図っています。

（対話の手段）

個別面談に加えて、株主総会、機関投資家向けの決算説明会およびグループミーティング、個人投資家向けの説明会等を実施し、対話の手段の充実に努めています。

（フィードバックの方策）
対話を通じて把握した意見および要望等については、IR専門部署が取り纏め、経営陣幹部に適切なフィードバックを行っています。

（インサイダー情報の管理に関する方策）
対話に際しては、社内規程である「インサイダー取引管理規程」に則り、インサイダー情報を適切に管理しています。

## 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 20%以上30%未満 |

### [大株主の状況] 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） | 85,753,900 | 4.93 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 81,306,600 | 4.68 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 42,083,000 | 2.42 |
| 明治安田生命保険相互会社 | 41,818,718 | 2.41 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9） | 36,872,200 | 2.12 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5） | 35,683,800 | 2.05 |
| 株式会社みずほ銀行 | 30,000,000 | 1.73 |
| BJBS S/A SUHAIL S A AL M BAHWAN A/O SAAD S BAHWAN A/O OMAR S BAHWAN-2 | 29,224,635 | 1.68 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口2） | 26,204,900 | 1.51 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口1） | 26,186,600 | 1.51 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ――― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

特にありません。

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 第一部、名古屋 第一部 |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | 卸売業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 1兆円以上 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 更新 | 100社以上300社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項は特にありません。

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 会長（社長を兼任している場合を除く） |
| 取締役の人数 | 10 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 4 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 4 名 |

会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 北畑　隆生 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 高橋　恭平 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | △ | | | |
| 福田　進 | その他 | | | | | | | | | | | |
| 翁　百合 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 北畑　隆生 | ○ | 該当ありません。 | 同氏は、官界において要職を歴任し、国内外の経済動向に関する高い見識を有しており、客観的･専門的な視点から、取締役会において積極的にご発言いただく等、当社の筆頭社外取締役として経営への助言や業務執行に対する監督を適切に行っていただいております。また、コーポレート･ガバナンスにも精通しており、ガバナンス･報酬委員会の委員長、および指名委員会の委員として、当社の経営の健全性･透明性･効率性を高めるために積極的に意見を述べていただきました。これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、社外取締役として選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準･方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |
| 高橋　恭平 | ○ | 同氏は、過去に昭和電工株式会社の業務執行者でした。当社グループと同社グループとの間では、当社が同社に対して原料等を販売し、また当社が同社の製造する製品等を購入する等、継続的な取引関係がありますが、平成25年度から平成27年度までの3事業年度の当社グループの同社グループに対する連結ベースの売上高は、同事業年度期間中の当社連結収益の1.18%であり、同社グループの当社グループに対する連結ベースの売上高は、同事業年度期間中の当社連結収益の0.25%であり、僅少であります。 | 同氏は、国際的企業における企業経営を通じて培われた高い見識を有しており、実践的な視点から、取締役会において積極的にご発言いただく等、当社の社外取締役として経営への助言や業務執行に対する監督を適切に行っていただいております。また、コーポレート･ガバナンスにも精通しており、指名委員会の委員として、当社の経営の健全性･透明性･効率性を高めるために積極的に意見を述べていただきました。これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、社外取締役として選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれはなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準･方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |
| 福田　進 | ○ | 該当ありません。 | 同氏は、官界において要職を歴任し、財務及び税務に関する高い見識や、様々な企業での社外役員等としての経験を有しており、客観的･専門的な視点から、当社の経営の健全性･透明性･効率性を高めるために、取締役会において積極的にご発言いただく等、当社の社外取締役として経営への助言や業務執行に対する監督を適切に行っていただいております。これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、社外取締役として選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準･方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |
| 翁　百合 | ○ | 該当ありません。 | 同氏は、長年にわたるシンクタンクにおける経済及び金融情勢に関する研究活動を通じて培われた高い見識や、様々な企業での社外役員としての経験、産業構造審議会委員･金融審議会委員･税制調査会委員等の政府委員としての幅広い活動に基づく経験を有しておりますことから、専門的かつ多角的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する監督を適切に行っていただけるものと考えております。これらを考慮し、指名委員会の答申を踏まえて、社外取締役として選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準･方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | あり |

## 任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

| | 委員会の名称 | 全委員（名） | 常勤委員（名） | 社内取締役（名） | 社外取締役（名） | 社外有識者（名） | その他（名） | 委員長（議長） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 指名委員会に相当する任意の委員会 | 指名委員会 | 4 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |
| 報酬委員会に相当する任意の委員会 | ガバナンス･報酬委員会 | 5 | 2 | 2 | 2 | 0 | 1 | 社外取締役 |

### 補足説明

● 指名委員会に相当する任意の委員会
・ 指名委員会（随時開催）：取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成される指名委員会にて、取締役、監査役候補の選任案を審議、取締役会に答申します。

● 報酬委員会に相当する任意の委員会
・ ガバナンス･報酬委員会（随時開催）：取締役会の諮問機関として社外役員が過半数のメンバーで構成されるガバナンス･報酬委員会にて、取締役･執行役員の報酬決定方針や報酬水準の妥当性を審議、取締役会に答申します。また、取締役会の構成や運営等、取締役会全体に関する評価･レビューを行い、取締役会に報告します。

・ 委員構成において「その他」に該当する委員は、社外監査役です。

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 員数の上限を定めていない |
| 監査役の人数 | 5 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは毎月開催のミーティングにおいて情報交換を行う等して相互の監査状況の把握に努めております。なお、平成29年度における当社会計監査人は新日本有限責任監査法人であります。監査役と内部監査部門である監査部は毎月開催のミーティングにおいて意見交換を行い、密接に連携しながら、監査業務を行なっております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1) 更新

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 吉戒　修一 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 八丁地　隆 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | △ | | | |
| 米田　壯 | その他 | | | | | | | | | | | | | |

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在･最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

## 会社との関係(2) 更新

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 吉戒　修一 | ○ | 該当ありません。 | 同氏につきましては、法曹界においての豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見を、監査役監査の充実につなげていただけるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準・方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |
| 八丁地　隆 | ○ | 同氏は、過去に株式会社日立製作所の業務執行者でした。当社グループと同社グループとの間では、商品売買取引、工事請負契約等の継続的な取引関係がありますが、平成25年度から平成27年度までの3事業年度の当社グループの同社グループに対する連結ベースの売上高は、同事業年度期間中の当社連結収益の0.91%であり、同社グループの当社グループに対する連結ベースの売上高は、同事業年度期間中の0.84%であり、僅少であります。 | 同氏は、国際的企業における企業経営を通じて培われた高い見識や、他企業における社外役員としての経験を有しておりますことから、実践的な視点を交えながら、中立的・客観的な立場から、当社の社外監査役として職務を適切に遂行し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査役監査の充実に貢献していただけるものと考えております。<br>これらを考慮し、監査役会の同意、及び指名委員会の答申を踏まえて、株主総会の決議により社外監査役として選任しております。また、同氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係は、一般株主の利益に相反するおそれはなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準・方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |
| 米田　壯 | ○ | 該当ありません。 | 同氏は、官界において要職を歴任した豊富な経験とその経験を通じて培われた高い見識や、他企業における社外役員としての経験を有しておりますことから、実践的な視点も交えながら、中立的・客観的な立場から、当社の社外監査役として職務を適切に遂行し、当社のコーポレート・ガバナンスの向上及び監査役監査の充実に貢献していただけるものと考えております。これらを考慮し、監査役会の同意、及び指名委員会の答申を踏まえて、株主総会の決議により社外監査役として選任しております。また、同氏は、現在及び過去において当社との間の人的関係、取引関係、資本関係等における利害関係はなく、本報告書Ⅱ.3記載の当社の社外役員の独立性に関する基準・方針を充足するため、同氏を独立役員として選任しております。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 | 7 名 |

## その他独立役員に関する事項

当社は独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入 |

## 該当項目に関する補足説明 更新

社外取締役を除く取締役の報酬は、各取締役の役位に応じた固定額の基本報酬と、前事業年度における連結業績に連動した業績連動報酬から構成され、基本報酬部分に定量面・定性面の個人評価を反映した上で決定します。業績連動報酬は、前事業年度の連結純利益（親会社の所有者に帰属する当期利益）が1,000億円未満の場合は0とし、前事業年度の連結純利益が1,000億円以上の場合は連結純利益に応じて比例的に増加する乗率をベース額に乗じた金額となります。また、平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会にて、取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプション制度を導入することが決議されました。なお、基本報酬については、後述の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | 社内取締役、その他 |

該当項目に関する補足説明

当社は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対し、ストックオプションとしての新株予約権を付与します。本件ストックオプションは、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であります。

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 一部のものだけ個別開示 |

該当項目に関する補足説明 更新

(a)平成28年度の取締役及び監査役への報酬等の総額は次のとおりです。
・取締役（社外取締役を除く）9人　報酬等の総額453百万円
・監査役（社外監査役を除く）2人　報酬等の総額63百万円
・社外役員7人　報酬等の総額78百万円
（注1）金額は、百万円未満を四捨五入しております。
（注2）株主総会決議による役員報酬限度額は、「取締役分年額1,100百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）」（平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会決議）、「監査役分月額12百万円」（平成24年6月22日開催の第88回定時株主総会決議）及び株式報酬型ストックオプション「取締役分年額220百万円以内」（平成28年6月24日開催の第92回定時株主総会決議）であります。
（注3）当社は、平成19年6月22日開催の第83回定時株主総会終結の時をもって退職慰労金制度を廃止し、退職慰労金を制度廃止に伴い打切り支給する旨決議しております。当社は、当該決議に基づき、当該打切り支給の対象となる取締役及び監査役に対し、取締役については、取締役又は執行役員を退任するいずれか遅い時、監査役については、監査役を退任する時に退職慰労金を支給することとしております。打切り支給対象の取締役及び監査役の中で、当業年度において役員が受けた退職慰労金はありません。
(b)平成28年度において報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の額は次のとおりです。
・國分　文也（取締役）　報酬等の総額105百万円（基本報酬105百万円、うち株式報酬型ストックオプション14百万円）

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新 | あり |

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の限度額が決定されます。社外役員が過半数のメンバーで構成されるガバナンス・報酬委員会にて報酬決定方針や報酬水準の妥当性を審議、取締役会に答申し、取締役会の決議を経て決定します。

社外取締役を除く取締役の報酬は、各取締役の役位に応じた固定額の基本報酬と、前事業年度における連結業績に連動した業績連動報酬から構成され、基本報酬部分に定量面・定性面の個人評価を反映した上で決定します。業績連動報酬については、前述の「該当項目に関する補足説明」に記載のとおりです。また、業務執行から独立した立場である社外取締役および監査役の報酬につきましては、基本報酬のみから構成されております。

## 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役のサポート体制：経営企画部長及び法務部長が、取締役会のすべての議案について事前説明を行っており、社外取締役に対する日常の連絡等は他の取締役同様、担当の秘書を設置し、サポートを行っております。
社外監査役のサポート体制：経営企画部長及び法務部長が、取締役会のすべての議案について事前説明を行っており、社外監査役に対する日常の連絡等は監査役室にて他の監査役と同様のサポートを行っております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

当社の会社の機関の内容は以下のとおりです。
（a）取締役会
取締役会は取締役10名（うち社外取締役4名。男性9名・女性1名）で構成し、当社の経営方針その他重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。なお、経営と執行をより明確に分離するため、原則として代表権・業務執行権限を有さない会長が取締役会の議長を務めております。
（b）監査役会
監査役会は監査役5名（うち社外監査役3名）で構成されております。当社は監査役制度を採用しており、各監査役は、監査役会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通じて、取締役の職務執行を監査しております。
（c）経営会議

経営会議は、社長の諮問会議として設置され、社長を含む代表取締役5名、専務執行役員3名、常務執行役員1名で構成されており、経営に関する重要事項を審議しております。
(d) 本部長会
本部長会は、社長、代表取締役、グループCEO、本部長および社長の指名する統括・総代表・支配人をもって構成されており、予算・決算・資金計画に関する事項、その他業務執行に関する事項を審議しております。
(e) 執行役員会
執行役員会は、執行役員35名 (うち5名が取締役を兼務) で構成されており、社長の方針示達及び情報連絡並びに決算報告、内部監査報告等業務執行に係る事項の報告を行っております。

さらに、コーポレート・ガバナンスの強化を目的として各種委員会を設置しております。主な委員会とその役割は以下のとおりです。

・ 投融資委員会 (原則月3回開催)
稟議案件の審議を行う。投融資委員会委員長は、委員会の審議を経て経営会議体に付議すべき案件を決定する。
・ コンプライアンス委員会 (年4回開催、その他随時開催)
当社グループにおけるコンプライアンス体制の構築・維持・管理及びコンプライアンスの実践についての支援・指導を行う。
・ CSR・環境委員会 (随時開催)
当社グループのCSR及び地球環境の保全に関連する活動及び当該活動の基本方針の討議・報告等を行う。
・ 内部統制委員会 (随時開催)
会社法上の内部統制の基本方針の構築・運用状況の確認並びに見直し・改正案の作成、金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制の体制整備・運用・有効性評価並びに内部統制報告書案の作成等を行う。
・ 開示委員会 (随時開催)
開示に関する原則・基本方針案の策定、法定開示・適時開示に関する社内体制の構築・整備、及び法定開示・適時開示に関する重要性・妥当性の判断を行う。

また、会社の機関、委員会の平成28年度における開催状況は以下のとおりです。平成28年度は、取締役会を19回開催し、当社の業務執行を決定するとともに、取締役の業務執行状況を監督するため、取締役会は取締役より定期的に報告を受けております。監査役会は、10回開催され、監査方針及び監査計画を策定し、監査結果を報告しました。各監査役は、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や、業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査しました。経営会議を31回開催し、経営に係る方針及び全社的重要事項を協議決定しました。その他、本部長会は3回、執行役員会は4回、投融資委員会は23回開催しております。

監査役の機能強化に係る取組状況は以下のとおりです。
(1) 監査役監査を支える人材・体制
監査役の補助を行う監査役室 (専任3名) を設置し、社長の直属機関である監査部 (82名) 及び会計監査人と連携した対応を確立しており、監査役監査を支える人材・体制は確保されています。
(2) 財務・会計に関する知見
以下の監査役については、下記のとおり財務・会計に関する相当程度の知見を有するものと判断されます。
(監査役　葛目薫)
営業総括部長、監査部長を歴任し、グループ全体の活動を把握し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。
(監査役　郡司和朗)
丸紅欧州会社CFO、経理部長を歴任し、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

また、当社は社外取締役北畑隆生、高橋恭平、福田進、及び翁百合の各氏、並びに社外監査役吉戒修一、八丁地隆、及び米田壯の各氏との間で、各氏が社外取締役又は社外監査役としての責務を十分に果たせるよう、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任について、その責務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める額の合計額を限度とする契約を締結しております。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、多岐にわたるビジネスをグローバルに展開しており、経営における「意思決定の迅速性・効率性」及び「適正な監督機能」を確保するべく、現在のガバナンス体制を「監査役会設置会社」としておりますが、次の(a)と(b)のとおり有効に機能していると判断されることから、現在のガバナンス体制を継続して採用します。
(a) 意思決定の迅速性・効率性の確保
当社の多角的な事業活動に精通した執行役員を兼務している取締役を中心として、意思決定の迅速性・効率性を確保しております。
(b) 適正な監督機能の確保
社外取締役の導入、監査役室の設置、監査役と監査部及び会計監査人との連携、社外取締役及び社外監査役に対して取締役会付議事項の事前説明を同一機会に実施する等の諸施策を講じることにより適正な監督機能を確保しております。

また、当社は社外取締役及び社外監査役の役割・機能を以下のとおりと考えております。
(a) 外部の多様な視点の導入
出身各界における豊富な経験とその経験を通して培われた高い識見に基づく助言・提言、当社固有の企業文化・慣習にとらわれない視点からの有益な意見を頂くことによる取締役会及び監査役会の活性化
(b) 牽制・監督機能の強化
社外の人間が納得する公正・明確な論理・基準に基づく議論や意思決定がなされることによる、代表取締役に対する牽制・監督機能の強化
(c) 利益相反のチェック
経営陣と株主をはじめとするステークホルダーとの間で利害が相反する場面において、経営陣がそれらステークホルダーの利益を十分考慮した公正な業務執行をしているかのチェック

当社は、社外役員が上記役割・機能を適切に発揮するために、以下の「当社の社外役員の独立性に関する基準・方針」に基づき、その選任を行っております。

＜当社の社外役員の独立性に関する基準・方針＞
株式会社東京証券取引所等当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準に加え、本人が現在および過去3事業年度における以下1.～7.に該当する場合は独立性を有さないものと判断します。
1. 当社の大株主 (直接・間接に10%以上の議決権を保有) またはその業務執行者　(※1)
2. 当社の連結総資産の2%を超える借入先の業務執行者
3. 当社との取引が当社連結収益の2%を超える取引先の業務執行者

4. 当社の会計監査人の代表社員または社員
5. 当社よりコンサルティングや顧問契約として、事業年度当たり1,000万円を超える金銭をえている者
6. 当社より事業年度当たり1,000万円を超える寄付金を受けた団体に属する者
7. 当社ならびに当社子会社の業務執行者のうち取締役・執行役員、監査役とその二親等以内の親族または同居者

なお、上記1.～7.のいずれかに該当する場合であっても、当該人物が実質的に独立性を有すると判断した場合には、役員選任時にその理由を説明・開示する。

（※1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役員その他使用人等

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 株主総会の約3週間前に発送しています。 |
| 集中日を回避した株主総会の設定 | 集中日を回避して株主総会を開催しています。 |
| 電磁的方法による議決権の行使 | 株主名簿管理人の運営するシステムを利用しています。 |
| 議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み | ICJの機関投資家向け議決権行使プラットフォームを利用しています。 |
| 招集通知（要約）の英文での提供 | 招集通知・事業報告・計算書類等の英訳を招集通知発送日に当社ホームページへ掲載しております。 |
| その他 | その他株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化のため、以下の施策に取り組んでおります。<br>・招集通知・事業報告・計算書類等を株主の皆様への発送に先立ち当社ホームページへ掲載<br>・株主総会当日の報告事項のビジュアル化<br>・株主総会当日の報告事項の一部にナレーターを起用<br>・株主総会当日の報告事項をインターネット配信（オンデマンド） |

### 2. IRに関する活動状況

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| ディスクロージャーポリシーの作成・公表 | 情報開示に関する基本方針を当社ホームページへ掲載しております。また「開示委員会規程」を定め、社内に周知・徹底しています。 | |
| 個人投資家向けに定期的説明会を開催 | 個人投資家または証券会社の個人投資家担当者向けに説明会（年3回程度）を開催しています。 | あり |
| アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催 | 四半期毎の決算説明会（うち2回はネットカンファレンス）に加え、マネージメントによるアナリストや機関投資家向けのミーティングを定期的（年3回程度）に開催しています。（いずれも社長またはIR担当役員より説明） | あり |
| 海外投資家向けに定期的説明会を開催 | 海外投資家個別訪問（年5回程度）を実施し、決算の概要・業績見通し等についての説明を社長、IR担当役員等が実施しています。 | あり |
| IR資料のホームページ掲載 | 決算情報、アニュアルレポート、株主レポート、四半期報告書、有価証券報告書、決算説明会資料、株主総会招集通知等をホームページに掲載しています。 | |
| IRに関する部署（担当者）の設置 | IR担当役員を任命するとともに、IR担当部署として財務部IR課を設置しています。また、広報部報道課長をIR事務連絡責任者に任命しています。 | |

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 本報告書Ⅰ「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載しています。 |
| 環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施 | 環境を含めたCSRの各フィールドで、幅広い活動を展開しています。詳細は、毎年発行しているアニュアルレポートで紹介しています。 |

| | |
|---|---|
| ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定 | 「丸紅行動憲章」及び「コンプライアンスマニュアル」において、ステークホルダーを含めた社会全般に対する、積極的で適時・適切な情報開示方針を定め、開示しています。 |
| その他 | 中期経営計画「Global Challenge2018」において、「グローバルで勝ち抜ける強い人材を登用・育成する」、「グループ内ダイバーシティを一層推進し、人材の登用・配置を行う」ことを掲げ、個々の人材が、仕事に誇りとやりがいを持てる企業グループを目指し、グループ人材戦略を推進しています。女性の活躍の方針・取組については、2006年度より女性総合職の採用を強化するとともに、2014年度より女性総合職の意識的な育成を目的とした研修「紅novation（ベニノベーション）Program」を実施しています。これらの取組みが評価され、2015年及び2017年に女性活躍推進に優れた企業として、経済産業省と東京証券取引所が共同で選定する「なでしこ銘柄」に選定されました。上記に加え、当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の施行に伴い、2016年3月に第1期行動計画を公表しました。「2020年度末までに総合職に占める女性比率を10%以上、管理職に占める女性比率を7%以上とすることを目指し、採用、海外経験等の育成を強化することを通じ、女性人材のパイプライン構築を図る」ことを目標として掲げ、女性総合職の採用強化、積極的な海外派遣、育成の強化を通じ、管理職への着実な登用を図っていきます。また、当社は、社員皆がライフステージに関わらず「持続的なキャリア形成」と「持続的なパフォーマンス発揮」を実現できるよう、ワークライフマネジメントを推進しています。仕事と育児の両立支援施策に関しては、法定を上回る制度を整備してきたことに加え、女性が中長期的に充実したキャリアを形成できるよう、出産前の本人・上長・人事部での三者面談、復職前面談、キャリア面談等、コミュニケーション・フォローアップの仕組みを整備しています。 |

# Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要な体制」に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針）を以下のとおり整備しています。

＜内部統制の基本方針＞

丸紅株式会社（以下、丸紅という）は、社是及び経営理念※に適った企業活動を通じ、企業価値の増大を図るとともに、安定的かつ持続的なグループ企業基盤を構築するため、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、丸紅の業務並びに丸紅及び丸紅グループ各社（丸紅の連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社をいう。以下同じ）から成る企業集団（以下、丸紅グループという）の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針（以下、内部統制の基本方針という）を整備する。丸紅は、社会の変化に対応し、内部統制の基本方針を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制を実現するものとする。

※社 是：「正」（公正にして明朗なること）
「新」（進取積極的にして創意工夫を図ること）
「和」（互いに人格を尊重し親和協力すること）
経営理念：「丸紅は社是「正・新・和」の精神に則り、公正明朗な企業活動を通じ、経済・社会の発展、地球環境の保全に貢献する、誇りある企業グループを目指します。」
丸紅グループ：連結子会社及び丸紅が実質的に子会社と同等とみなす会社

1．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）コーポレート・ガバナンス
1－取締役及び取締役会
取締役会は、法令・定款等に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。執行と監督との分離を明確にする趣旨で、取締役会の議長は、原則として代表権及び業務執行権限を有さない取締役会長が務めることとする。取締役は、取締役会が決定する業務担当に基づき、法令・定款等に則り、業務を執行し、3ヵ月に一度以上業務執行状況を取締役会に報告する。また、経営責任を明確にするとともに経営環境の変化に対応して最適な経営体制を機動的に構築するため、取締役の任期は一年とする。丸紅は、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、社外取締役を選任する。丸紅は、執行役員制を採用し、業務執行の効率化を図るとともに、グループCEOが会社の全般的経営に参画するとともに、会社の経営方針を体して担当営業グループの業務全般を統轄する体制とする。

2－監査役及び監査役会
監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、監査部及び会計監査人と連携して、「監査役会規則」及び「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行を監査する。

（2）コンプライアンス
1－コンプライアンス体制
丸紅は、役員（取締役及び執行役員。以下同じ）及び社員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するため、丸紅行動憲章、コンプライアンスマニュアル他丸紅グループ共通の行動規範を定める。その目的達成のため、コンプライアンス委員会をはじめとした各種委員会を設置し、諸施策を講じる。

2－内部通報制度
コンプライアンス上問題のある行為を知ったとき、何らかの理由で職制ラインが機能しない場合に備え、丸紅グループ全体のコンプライアンスの報告・相談窓口として、以下を設置する。
(a)勇気の扉（コンプライアンス委員会ライン及び社外弁護士ライン）
丸紅グループ向けのコンプライアンス全般に係る相談窓口
(b)Marubeni Anti-Corruption Hotline
丸紅グループ及びビジネスパートナー向けの贈収賄等の重大犯罪に特化したコンプライアンス相談窓口

3－反社会的勢力との関係遮断
丸紅は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

（3）内部監査
業務執行者の職務執行の妥当性及びコンプライアンスの状況につき調査するため、社長直轄の組織として監査部を設置し、監査部による内部監査及び監査部の指導による丸紅の全社レベルでの自己点検を実施する。内部監査の結果は定期的に取締役会に報告されるものとする。

（4）懲戒処分
役員・社員の職務の執行により法令違反等が生じた場合、役員については取締役会の諮問機関であるガバナンス・報酬委員会（社外役員が過半数のメンバーで構成される）、社員については賞罰審査委員会に諮った上で、諸規程などに則り、厳正な処分を行う。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

（1）情報の保存及び管理並びに情報流出防止
丸紅は、役員及び社員の職務の執行に係る情報に関し、情報資産管理規程に基づき、保存対象情報資産、保存期間及び情報管理責任者を定め、情報の保存及び管理並びに情報流出防止体制を整備する。

（2）情報の閲覧
役員及び監査役は、常時、これらの情報資産を閲覧できるものとする。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 職務権限の原則
役員及び各職位にある社員は、取締役会決議及び職務権限規程に基づき、その職務の遂行に必要な権限を付与されるとともに、その範囲内で職務の執行に伴うリスクを管理し、結果について責任を負う。

(2) 稟議制度
重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、投融資委員会での審議後、経営会議に付議され、社長の決裁を得る。更に法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。新規事業等の重要案件については、その進捗状況に関して経営会議への定期報告を義務付け、個別リスク管理を強化する。

(3) リスク評価
丸紅の全社的なリスク分散の観点から、国・地域、業種、市場、客先に関する信用・投資リスク等の定量化が可能なリスクを把握する統合リスク管理を実施する。定量化が困難なレピュテーションリスク、情報セキュリティリスク等の定性リスクについては、コンプライアンス体制の強化等によりリスク管理を実施する。

(4) 危機管理
自然災害等重大事態が発生した場合に備え、事業継続計画を策定し、重大事態発生時には当該計画に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、損害・損失等を最小限にとどめるための具体策を迅速に決定・実行する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 経営方針、経営戦略及び経営計画
取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営方針、経営戦略及び経営計画等丸紅グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに、目標達成に向けて役員・社員各自が実施すべき具体的な目標を定める。

(2) 経営会議
職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

(3) 営業グループ及びコーポレートスタッフグループ
丸紅は、営業グループ制を導入し、グループCEOに権限を委譲することで、内外における所管商品に関する迅速な意思決定が可能な体制とする。更に、コーポレートスタッフグループが各専門分野において営業グループを管理・牽制・支援することで、職務の執行が効率的に行われる体制とする。

(4) 職務権限・責任の明確化
取締役会において役員の担当を決定するとともに、諸規程において各役員・社員の役割分担、権限、責任及び意思決定のルールを明確に定める。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 丸紅グループ運営体制
丸紅は、経営方針に沿って、丸紅グループ全体の内部統制を充実させ、業績の向上及び経営の発展を図るため、丸紅グループ各社の経営実態の把握、指導及び監督を行う責任者、丸紅グループ会社の経営体制に係る指針、丸紅グループ各社の取締役等の職務執行に係る事項の丸紅への適切な報告に関する体制、丸紅グループ各社の損失の危険の適切な管理に関する体制、丸紅グループ各社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び丸紅グループ各社の法令等遵守を確保するための体制等、必要な体制を定める。丸紅グループ各社は、経営上の重要事項に関し丸紅の意見を徴し、丸紅への報告を行う。

(2) コンプライアンス
コンプライアンス委員会他各種委員会は、丸紅グループ会社のコンプライアンス活動の支援及び指導を行う。勇気の扉及びMarubeni Anti-Corruption Hotlineは、全ての丸紅グループ役員・社員が利用できることとする。

(3) 財務報告及び資産保全の適正性確保のための体制整備
丸紅グループは、内部統制委員会の活動等を通じて、連結財務諸表等の財務報告について、信頼性を確保するためのシステム及び継続的にモニタリングするために必要な体制及び丸紅グループ各社が有する資産の取得・保管・処分が適正になされるために必要な体制を整備する。また、開示委員会を設置し、適時適正な情報開示を行うために必要な体制を整備する。

(4) 監査
監査部は丸紅グループ各社に対し往査を実施し、取締役会に報告する。監査役及び会計監査人は、独自に丸紅グループ各社に対して監査または会計監査を行うものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役室の設置
監査役室を設置し、監査役の職務を補助する専任の人員を配置する。

(2) 監査役室員の人事
監査役室の人事(異動、評価、懲戒等)を行う場合は、人事担当取締役は、事前に監査役の意見を徴し、同意を得た上で決定する。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

(1) 監査役による重要会議への出席
監査役は、取締役会に出席し、取締役から、業務執行の状況その他重要事項の報告を受ける他、経営会議その他重要な会議に出席する。

(2) 役員・社員による監査役への報告
社長は、定期的に監査役とのミーティングを開催し、業務の執行状況について報告し、意見交換を行う。その他の取締役、グループCEO、本部長及びコーポレートスタッフグループ部長は、毎年監査役に対し、業務執行状況報告を行う。丸紅は、丸紅グループ各社の取締役・監査役及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が直接又は間接的に丸紅の監査役に重要な報告を行うための体制を整備する。上記に拘わらず監査役

は必要に応じ、いつでも役員・社員に報告を求めることができる。丸紅は、監査役に報告を行った者が当該報告をしたことを理由として丸紅又は丸紅グループ各社において不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備している。

8．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査部、会計監査人及び丸紅グループ監査役との連携
監査役は、監査部及び会計監査人より、それぞれ監査計画を事前に受領するとともに、定例会議を開催し、監査方針及び監査結果報告にかかる意見交換を行う。監査役は、グループ監査役連絡会を通して丸紅グループ各社の監査役と連携を図り、各社の内部統制の構築及び運用の状況について相互情報交換を行う。

(2) 外部専門家の起用
監査役会は独自に顧問弁護士と契約しており、監査役が必要と認めるときは、公認会計士その他の外部アドバイザーを任用することが出来る。

(3) 監査費用
丸紅は、監査役からの求めに応じ、所定の手続きに基づき、前記外部専門家の費用その他監査役の職務の執行について生ずる費用を負担するものとし、このための予算を設ける。

## 2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況については以下のとおりです。

＜反社会的勢力排除に向けた基本方針＞
当社は、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」ことを反社会的勢力排除に向けた基本方針としています。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞
当社は、反社会的勢力排除に向けた基本方針を内部統制の基本方針において明確に位置付けており、従来から、丸紅行動憲章やコンプライアンスマニュアルに基づき、反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みを進めてきています。また、このような取組みの一環として、反社会的勢力を排除するための契約条項（いわゆる暴力団排除条項）のサンプルを作成し、社内に周知いたしました。なお、当社では、反社会的勢力排除に向けた体制を以下のとおりとしています。

1－対応部署
不当要求等が発生した場合の対応統括部署を総務部としています。

2－データベースの構築
反社会的勢力に関する情報は総務部に集約し、関連情報のデータベースを構築しています。

3－情報の利用
疑わしい団体・個人については、当該データベースを元に総務部にて確認を行っています。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

該当項目に関する補足説明

該当事項は特にありません。

### 2. その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

当社は、社会の変化に対応し、コーポレート･ガバナンス体制を常に見直すことにより、より適正かつ効率的な体制実現を目指します。

